

○広島県警察被害者支援員制度の制定について（例規通達）

平成11年 8月20日

広警務第807号・広総務第287号・広生企第595号・広地域第673号・広刑総第585号・広交企第582号・広公一第180号警察本部長

改正 平成13年 4月広警相第81号 平成14年 4月広警務第631号  
平成15年 3月広警務第454号 平成16年 4月広警務第639号  
平成16年 9月広警相第287号 平成18年 8月広警相第152号  
平成19年 4月広警務第796号 平成20年 2月広警務第244号  
平成20年 6月広警相第162号 平成22年 3月広警相第69号  
平成25年 8月広警務第1256号 平成27年 2月広警相第71号  
平成28年 1月広総務第97号 令和 6年 8月 1日  
令和 7年 7月23日

各部長・参事官  
各所属長

被害者対策については、広島県警察における被害者対策推進要綱の制定について（平成8年6月24日付け広警務第615号外）に基づき、各種施策を推進しているところであるが、この度、みだしの制度を別添のとおり制定したので、その効果的運用に努められたい。

記

1 制度の目的

本県では、平成8年以降、広島県警察の総合力を発揮して組織的な被害者対策に取り組んでいるところであるが、被害者支援は、被害者に直接接する警察署等での対応が最も重要であること、さらに犯罪被害者又はその遺族の要望からみると、事件発生直後における被害者支援措置が求められていること等から、事件発生後の初期的段階において、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援（以下「被害者支援」という。）をより一層充実させることとし、本制度を制定するものである。

2 制度の概要

本制度は、広島県警察における被害者支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、被害者支援責任者の設置、被害者支援係等の任務及び事件発生後の初期的段階における効果的な被害者等への支援措置を行う被害者支援員の指定、任務、内容等について定めている。

3 制度の施行時期

本制度は、平成11年9月1日から施行する。

別添

## 広島県警察被害者支援員制度実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、被害者連絡実施要領の制定について（令和5年10月26日付け警察本部長通達）に定める身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長が必要と認める事件（以下「対象事件」という。）発生後の初期的段階における被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援（以下「被害者支援」という。）を充実させるため、広島県警察被害者支援員制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 制度の運用体制

#### 1 被害者支援総括責任者

- (1) 警察署及び警察本部の関係所属に被害者支援総括責任者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 被害者支援総括責任者は、対象事件の被害者支援に関する適正な被害者支援員制度の運用を総括するものとする。

#### 2 被害者支援運営責任者

- (1) 警察署及び警察本部の関係所属に被害者支援運営責任者を置き、警察署にあつては副署長又は次長を、警察本部の関係所属にあつては次席又は副隊長をもって充てる。
- (2) 被害者支援運営責任者は、被害者支援総括責任者の指揮を受け、所属職員による被害者支援業務の調整を図り、その推進状況を掌理するものとする。

#### 3 被害者支援実施責任者

- (1) 警察署及び警察本部の関係所属に被害者支援実施責任者を置き、警察署にあつては警務課長を、警察本部の関係所属にあつては警部の階級にある警察官又は同相当職の一般職員をもって充てる。
- (2) 被害者支援実施責任者は、所属における被害者支援員制度の円滑な運用を図るものとする。
- (3) 被害者支援実施責任者は、前(2)の運用のため、被害者支援員制度に係る事務を担当させる者を指名するものとする。

### 第3 被害者支援員

#### 1 上申等

被害者支援総括責任者は、被害者支援員に適任と認められる者を警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）を経由して本部長に上申し、本部長はその上申に基づき、被害者支援員を指定するものとする。

## 2 対応すべき被害者等

対象事件の被害者等とする。ただし、明らかに被害者支援員の対応が必要ないと認められる場合は除く。

## 3 任務等

### (1) 任務

被害者支援員は、被害者等に対する付添い、関係資料の交付、必要事項の説明、要望の聴取等の被害者支援を実施することを任務とする。

### (2) 運用

ア 被害者支援運営責任者は、対象事件が発生した場合は、被害者支援員の中から適任者を指名して、被害者支援を実施させるものとする。なお、指名に当たっては、捜査への支障がないように、原則として対象事件主管課（係）以外の被害者支援員を運用するものとする。

イ 前アの場合において、性犯罪の被害者については、可能な限り被害者の希望する性別の被害者支援員に対応させるものとする。

ウ 運用に当たって、被害者支援運営責任者は、被害者支援員と捜査員との緊密な連携について指導するものとする。

### (3) 当直における運用

被害者支援運営責任者は、当直体制を編成する際、可能な限り被害者支援員が当直員の中に含まれるように配慮するものとする。

なお、当直員の中に被害者支援員が含まれない場合に対象事件が発生したときは、被害者支援運営責任者が適任の被害者支援員を指名して招集し、被害者支援を実施させるものとする。

### (4) 被害者支援を実施すべき期間

被害者支援を実施すべき期間は、原則として対象事件発生後から初期的被害者支援が終了するまでの期間とし、被害者支援の終了時期については、被害者支援運営責任者が、被害者等の要望、事件の推移状況等を判断し、被害者支援総括責任者の指揮を受けて調整するものとする。

なお、被害者支援の終了後に、再び被害者支援が必要となった場合には、被害者支援総括責任者の指揮を受けて被害者支援を再び実施するものとする。

### (5) 派遣要請等

ア 被害者支援総括責任者は、他所属の被害者支援員の派遣を必要とすると認めるときは、警察安全相談課長を経由して本部長に派遣を要請するものとする。

イ 前アの要請を受けた本部長は、必要と認めるときは、派遣する被害者支援員を選定し、当該被害者支援員が所属する被害者支援総括責任者に派遣を命ずるものとし、派遣を命ぜられた被害者支援総括責任者は、当該被害者支援員を、派遣を要請した所属に派遣するものとする。この場合において、警察安全相談課長は、被害者支援員の派遣に係る連絡及び調整を行うものとする。

#### 4 教養の徹底

被害者支援総括責任者は、警務部警察安全相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）と連携し、被害者支援員に対して被害者支援に関する教養を行い、資質の向上を図るものとする。

#### 5 報告

- (1) 被害者支援員は、被害者支援の実施状況を被害者支援総括責任者に報告するものとする。
- (2) 被害者支援総括責任者は、被害者支援の実施結果を警察安全相談課長及び本部主管課長に報告するものとする。

#### 第4 捜査担当者等との密接な連携

被害者支援員が指定された所属の対象事件主管課（係）及び被害者支援を担当する係並びに警察本部の捜査担当部門及び被害者支援室は、個々の事案に係る捜査の経過等について、十分に把握し、被害者支援員が適切な被害者支援を推進できるよう密接な連携に努めるものとする。

#### 第5 補則

この要領に定めるもののほか、被害者支援員制度の実施について必要な事項は、警務部長が別に定める。